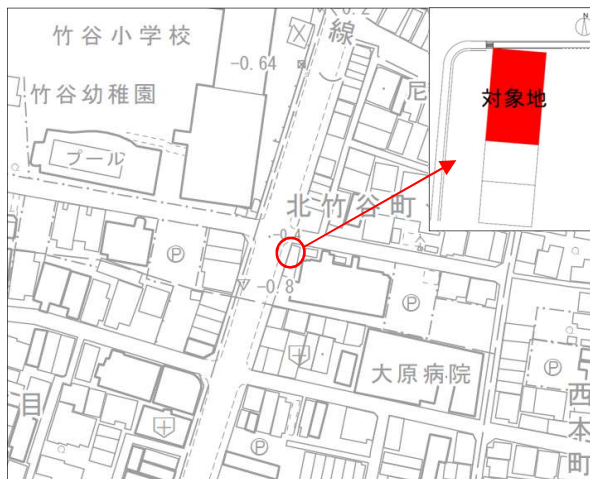


特定空家等の略式代執行による除却について

尼崎市北竹谷町 1 丁目における所有者不明の特定空家等について、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項の規定に基づき、略式代執行により当該特定空家等の除却を実施します。

1 特定空家等の概要

- (1) 所在地 尼崎市北竹谷町 1 丁目 26 番 1
- (2) 建物所有者 確知できない。(所有者不明)
- (3) 構造・規模 木造 2 階建て・延べ面積 43.4 m²
- (4) 建物の状態 外壁及び屋根の一部において剥離、破損が見受けられ、道路へ脱落、周辺へ飛散等するおそれがあります。また、外壁及び屋根が剥離等しているため、柱や梁等の構造耐力上主要な部分が露出しており、風雨にさらされていることにより腐朽しているため、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあります。



2 略式代執行の実施内容

- (1) 空家の状況調査
- (2) 隣接家屋の外観調査及び確認
- (3) 空家の除却工事
- (4) 空家における有価物及び動産の搬出・処分

3 スケジュール

- (1) 10月14日(木) 午前10時 代執行宣言
- (2) 10月中旬 除却工事等着手
- (3) 12月中旬 除却工事等完了
- (4) 12月下旬 終了宣言

以 上